

## 福島県食育応援企業団事務取扱要項

### (趣旨)

第1 この事務取扱要項は、福島県食育応援企業団の設置及び運営に関する要領（以下、「要領」という。）第5条の規定に基づき、福島県食育応援企業団（以下、「応援団」という。）への登録要件、加入申込み、審査及び登録等について必要な事項を定める。

### (登録要件)

第2 要領第2条に定める構成員は次のすべての要件を満たすものとする。

ア 「おいしく イキイキ 食育プラン 第三次福島県食育推進計画」の趣旨に賛同し、福島県を含む地域で食育・健康増進活動を行う企業であること。（地方公共団体や個人は含まない。）

イ 次の【活動分野及び活動内容】に準じた食育・健康増進活動を行っている企業であること。

#### 【活動分野及び活動内容】

活動分野	活動内容
① 食育全般	食育、食育活動の講話、食育体験など
② 生産加工	地産地消、農林水産業の講話、農林水産業体験学習、生産加工現場の見学など
③ 栄養調理	栄養管理、食材の選び方等の講話、環境に配慮した料理教室など
④ 食文化	食事マナー、地域食文化、伝統料理、伝統的食品の講話や、料理教室など
⑤ 健康	生活習慣病予防、歯の健康の講話、運動と食事の関係の講話など
⑥ 食の安全	食品表示、食品衛生、食中毒、放射線の講話など
⑦ 県が実施する食育事業への協力	1 「福島県食育推進統一普及啓発媒体」普及啓発の協力 2 「健康長寿のための減塩&野菜を食べようキャンペーン」の実施協力 3 県が実施する「食育事業」や「食育イベント」への参加協力 等
⑧ 市町村等が実施する食育事業への協力	市町村等が実施する「食育事業」や「食育イベント」への参加協力 等
⑨ その他	上記以外で食育に関わる活動

ウ 原則として無償で食育・健康増進活動する企業であること。ただし、受益者（応援団の活動により利益を得る者）が経費（会議室借上費用、材料費等）を負担することが適当と判断される場合には、応援団と受益者間で調整ができるものとする。

エ 企業の名称、食育・健康増進活動の内容、連絡先等の情報を公開できること。

オ 食育・健康増進活動は営利を主たる目的とせず、また、政治・宗教活動を伴わない活動として行う企業であること。（資格取得、業務拡大、販売促進、商品宣伝等を主目的としたものは対象外とする。）

(加入申込み)

第3 応援団に加入しようとする企業は、別紙1（加入申込書）に必要事項を記入し、福島県（以下、「県」という。）に提出するものとする。

(審査及び結果の通知)

第4 県は、受理した加入申込書を第2（登録要件）に基づき審査し、その結果について、別紙2より、速やかに通知するものとする。

(登録及び公表等)

第5 県は、審査の結果、応援団の構成員と認める企業を「福島県食育応援企業」（以下、「応援企業」という。）として登録し、福島県ホームページにおいて企業の名称、活動内容及び連絡先を公表するとともに、応援企業の食育活動をPRするものとする。

(登録の取消)

第6 応援企業が次の事項に該当することとなった場合には、事務局は当該応援企業の登録の登録を取り消すことができるものとする。この場合、当該応援企業に対し、別紙4により通知するものとし、イに該当する場合はその理由を付すものとする。

ア 企業から登録の取消の依頼があった場合（別紙3：取消申込書）

イ 登録要件に合致しない事実を県が認めた場合

(事務)

第7 この要項に定める事務は福島県保健福祉部健康増進課において行う。

(雑則)

第8 この事務取扱要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この事務取扱要項は、平成25年6月14日から施行する。

2 この事務取扱要項は、平成28年7月7日から施行する。